

13. エネルギー分野

エネルギー(1)	燃料電池発電設備の小出力発電設備扱い		
規制の現状	<p>現行の小出力発電設備は以下の通りとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20kW 未満の太陽光・風力発電設備 ・ 10kW 未満の水力・内燃力発電設備 		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 20kW 未満の燃料電池発電設備を小出力発電設備とする。</p> <p>(理由) 燃料電池は、容量に関係なく事業用電気工作物に位置付けられ、電気主任技術者の選任および保安規程の提出が義務づけられている。今後、小容量燃料電池の一般家庭等への普及が期待されるが、現行制度は大きな障害となる。</p> <p>20kW 未満の小容量の燃料電池については、構造上かつ機能上安全性が高く、また業界団体による自主安全基準の作成等、保安体制の整備が進められており、小出力発電設備に位置付けることが可能である。</p> <p>小型燃料電池コージェネレーションが一般家庭等に普及することにより、二酸化炭素排出抑制、燃料供給源の多様化によるエネルギー安全保障の確保が期待できる。</p> <p>なお、本件については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定)において、「燃料電池については、内閣官房及び関係府省は、平成17年を目途に安全性を前提としつつ、包括的な規制の再点検を行なう」とされており、検討が進められているところである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気事業法施行規則第48条第4項		
所管官庁	原子力安全・保安院	担当課等	電力安全課

エネルギー(2)	燃料電池の建築物からの離隔距離【新規】		
規制の現状	<p>燃料電池発電設備は、家庭向けの小型のものであっても、火力発電設備に準ずるとされ、建築物から 3m 以上の距離を保たねばならない。消防長または消防署長が火災予防上支障がないと認める場合はこの限りではないが、例えば東京都火災予防条例では、離隔距離は最小 0.6m となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 燃料電池の建築物からの離隔距離を、家庭用ガス給湯器 (12 ~ 70kw) と同等の、上方 60cm、側面 15cm 程度とする。</p> <p>(理由) 現在各社が開発中の家庭用燃料電池システムは、キュービクルの表面温度が 60 以下であり、木壁面温度も 100 以下になるため、離隔距離を 0.1m としても火災予防上問題ない。 上記見直しにより、家屋、マンションなどに容易に設置できるようになり、家庭用燃料電池の普及促進につながる。 なお、本件については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」(平成 14 年 6 月 25 日閣議決定)において、「燃料電池については、内閣官房及び関係府省は、平成 17 年を目途に安全性を前提としつつ、包括的な規制の再点検を行なう」とされており、検討が進められているところである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第 5 条、第 16 条第五号 (平成 14 年 3 月 6 日公布、平成 15 年 1 月 1 日施行)</p> <p>東京都火災予防条例第 12 条、他</p>		
所 管 官 庁	消防庁	担当課等	予防課

エネルギー(3)	ナトリウム・硫黄(NAS)電池の遠方常駐監視義務【新規】		
規制の現状	<p>ナトリウム・硫黄(NAS)電池については、材料として指定数量以上のナトリウムと硫黄を使用していることから消防法上の危険物施設の扱いを受け、運転中には危険物取扱者による監視が義務づけられている。「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準について(消防危第 53 号)」により、NAS 電池施設は危険物一般取扱所に該当するが、電池が所定の火災安全性能を有しかつ、専用施設である場合の特例として、「危険物取扱者による遠方監視が可能」となっている。しかし、この解釈としては、遠方監視といえども、遠方のある箇所で常時駐在し監視するとされることが多い。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) NAS 電池に関する遠方監視について、危険物取扱者の常駐による監視が必要ないこととする。</p> <p>(理由) NAS 電池は、需要家にとっては、安価な夜間の電気を貯蔵すること等による電気代の削減、災害時のセキュリティ向上、停電時の生産ライン停止防止、等のメリットがある。電力会社にとっても、電力設備の効率的運用、設備投資抑制などの効果がある。</p> <p>しかし、NAS 電池に関する遠方常駐監視体制の確保は、金銭面等において大きな負担となっている。</p> <p>NAS 電池は、安全性の確認された耐火構造のキュービクル内に設置されており、現在に至るまで危険物に関わる事故等はない。異常発生時も、十分な連絡体制を確保することにより、保安の確保が可能である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>消防法 第 13 条第 3 項 ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準について(平成 11 年 6 月 2 日 消防危第 53 号)</p>		
所 管 官 庁	消防庁	担当課等	危険物保安室

エネルギー(4)	ナトリウム・硫黄(NAS)電池の用途地域規制		
規制の現状	<p>ナトリウム・硫黄(NAS)電池については、材料として指定数量以上のナトリウムと硫黄を使用していることから消防法上の危険物施設の扱いを受け、建築基準法上の用途地域の規制が適用され、工業地域及び工業専用地域といった限られた場所にしか設置することができない。このため現在これ以外の地域に NAS 電池を設置する場合には、建築基準法第 48 条の規定により公聴会や建築審査会を開催し特定行政庁の許可を得ている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 高い安全性が認められている NAS 電池については、普及促進の観点から建築基準法の用途地域の規制を廃止する。</p> <p>(理由) NAS 電池については、安全性の確認された耐火構造のキュービクル内に設置されており、現在に至るまで危険物に関わる事故等はない。 消防庁も、NAS 電池を危険物として取り扱うものの、これまで制約となっていた位置、構造の基準や監視方法について規制を緩和するという判断をしている。 NAS 電池は、需要家の近くに設置することにより負荷平準化等のメリットを得られることから、商業地域や住居地域等への設置を推進すべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>建築基準法第 48 条 建築基準法施行令第 130 条の 9 ナトリウム・硫黄電池を設置する建築物に係る建築基準法第 48 号第 4 項から第 10 項までの規定に関する許可の運用について (建設省住街発第 65 号 平成 11 年 7 月 12 日)</p>		
所 管 官 庁	国土交通省	担当課等	市街地建築課

エネルギー(5)	燃料電池自動車の普及促進に向けた諸規制の見直し (水素ガス搭載車に係わる基準等の見直し)		
規制の現状	水素ガス搭載車については、水素ガス搭載車に応じた基準等が定められていないため、一般の高圧ガス容器と同様の規制を受ける(天然ガス搭載車両については、天然ガス搭載車両に応じた容器の基準や検査周期等が定められている)。その結果、例えば、車載状態のままでの検査や車検周期に合わせた検査が出来ない(天然ガス搭載車両では可能)。 道路運送車両の保安基準や高圧ガスの移動に係わる保安基準が仕様規定で設定されており、設計等の自由度が制約され、技術の発展を阻害する恐れがある。		
要望内容 要望理由	<p>(要望)</p> <p>燃料電池自動車の普及に向けて、水素ガス搭載車両に応じた基準等を早急に整備する。具体的には、天然ガス搭載車両に対する規制緩和を行った経緯があり、少なくとも同等の取り扱いを認める。 安全に関する基準は、基本的にテスト方法を定めてそれに順じた上での基準値を満たすといった形の性能規定とする。</p> <p>(理由)</p> <p>燃料電池自動車の普及に向けて、初期の実証試験時期に特に課題となる規制であり、現実的には先行している天然ガス搭載車両と同等の緩和が出来れば良い。さらにその後、より進んだ緩和を実績ベースで行い、2010年頃には現在のガソリン車並みの規制にして頂きたい。 性能規定による基準とすることにより、システムトータルでの安全を確保する上でのより幅広い技術利用による進化が期待される(仕様規定を満たしていなくても実質的に安全が確保されることが証明できれば良く、このために新たなアイデアが出てくる可能性が高い)。</p> <p>本要望については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定)において、「燃料電池については、内閣官房及び関係府省は、平成17年を目途に安全性を前提としつつ、包括的な規制の再点検を行なう」とされているところであるが、速やかに検討が実施され、要望が早期に実現されるよう要望する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	高圧ガス保安法第41条、第44条、第48条、容器保安規則第3条、第7条、第24条、容器則細目告示第18条、第19条、第20条、第21条 道路運送車両法、道路運送車両の保安基準第17条、第56条4項		
所 管 官 庁	経済産業省原子力安全・保安院 国土交通省	担当課等	

エネルギー(6)	燃料電池自動車の普及促進に向けた諸規制の見直し (水素ステーション設置に係わる基準等の見直し)		
規制の現状	<p>水素ステーションについては、水素ステーションに応じた基準等が定められていないため、一般の高圧ガス設備と同様の規制を受ける(天然ガス・ステーションについては、天然ガス・ステーションに応じた基準が定められている)。その結果、例えば、ディスプレイから敷地境界まで11.3~17m以上の距離を求められたり、保安主任者等複数の資格者の選任が求められる(天然ガス・ステーションの場合は、道路境界まで5m、資格者は1名で可)。</p> <p>建築基準法の用途規制により、水素ステーションが設置できるのは実質的に工業地域及び工業専用地域に限定されている(住居系・商業系における貯蔵許容量は10~20台分、準工業地域では約100台分となっている)。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 燃料電池自動車の普及に向けて、水素ステーションに応じた基準等を早急に整備し、少なくとも、天然ガス・ステーションと同等の取り扱いを認める。 建築基準法の用途規制(高圧水素の貯蔵量規制)を、天然ガス・ステーションと同等レベルまで緩和する。</p> <p>(理由) 燃料電池自動車の普及に向けては、特にインフラ整備が必要不可欠であり、また、実際の使い勝手も考慮すると市街地地区にある程度の量を貯蔵できるようにしたい。</p> <p>本要望については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定)において、「燃料電池については、内閣官房及び関係府省は、平成17年を目途に安全性を前提としつつ、包括的な規制の再点検を行なう」とされているところであるが、速やかに検討が実施され、要望が早期に実現されるよう要望する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>高圧ガス保安法第8条、一般高圧ガス保安規則第6条、第7条、第7条の2、第8条、第22条、第23条、第24条、第66条、第69条、第79条等</p> <p>建築基準法第27条、第48条、施行令第116条</p>		
所 管 官 庁	経済産業省原子力安全・保安院 国土交通省	担当課等	

エネルギー(7)	燃料電池自動車の普及促進に向けた諸規制の見直し (水素ガス搭載車の走行に関する規制の見直し)		
規制の現状	<p>現行の道路法では、水底トンネルの構造の保全と交通の危険を防止するとの観点から、危険物を搭載する車両の通行が制限されており(水素については、液体水素で 600kg 以下、水素ガスの場合 60 立方メートル以下)、トンネル内等の燃料輸送及び高圧ガスを搭載している燃料電池車のキャリアカーでの移動に際して問題となる。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 安全性の確認を行いつつ道路運行上の制約を出来る限り緩和し、燃料電池車であるが故に通れない道路は基本的に無くしていただきたい。</p> <p>(理由) 燃料電池車が普及するためには、道路をどこでも走行可能とすることが不可欠(普及を阻害する)。</p> <p>本要望については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」(平成 14 年 6 月 25 日閣議決定)において、「燃料電池については、内閣官房及び関係府省は、平成 17 年を目途に安全性を前提としつつ、包括的な規制の再点検を行なう」とされているところであるが、速やかに検討が実施され、要望が早期に実現されるよう要望する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	道路法第 46 条施行例 19 条 13		
所 管 官 庁	国土交通省	担当課等	

エネルギー(8)	兄弟会社間の電力特定供給		
規制の現状	<p>50%以上の直接出資がある親子会社間は、電気事業法第 17 条第 2 項第 1 号の「密接な関係」にあたるとされ、電力特定供給が許可される。しかし、親会社傘下の子会社間では、電力特定供給は許可されない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 親会社傘下の子会社間での特定供給を許可する。</p> <p>(理由) 自家発の余剰電力を供給する際に、供給者と需要家の間で密接な関係があれば、自家発自家消費に類似した性格のものとして電力の直接供給（特定供給）が許可されるが、その許可要件が厳しくなっている。 親会社傘下の複数の子会社は実質的には一体の会社となっている。企業再編の手段として持株会社化があるが、持株会社傘下の子会社間で特定供給が認められないと、企業再編が妨げられる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成 12・03・16 資第 1 号 平成 12 年 3 月 21 日）		
所 管 官 庁	資源エネルギー庁	担当課等	電力市場整備課

エネルギー(9)	電気事業の運営に利用する気象観測装置の検定義務【新規】		
規制の現状	<p>電気事業の運営に利用するための気象の観測装置は、気象業務法において検定を義務づけられており、法で定める頻度（5年に1回）で検査に係る費用が発生している。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 気象業務法で検定を義務づけられる気象測器の対象から、電気事業の運営に利用するための気象観測装置は除外する。</p> <p>（理由） 電気事業の運営に利用するための気象観測装置は、事業者がそのデータの重要度に応じて装置毎に個別に検査方法・検査頻度を判断するのが妥当かつ効率的であると考えられる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	気象業務法第6条第2項、第9条、第27条～第34条		
所 管 官 庁	気象庁	担当課等	総務部企画課

エネルギー(10)	ダム堆砂状況調査の調査頻度【新規】		
規制の現状	<p>高さ 15m 以上で総貯水量 100 万 m³以上の利水ダムならびに水利使用規則で義務付けられたダム等については、堆砂量、堆砂状況の進行に関係なく、一律年 1 回の堆砂測量を実施し、報告している。特に揚水発電所の上部ダムのように堆砂の進行が極めて遅いダムでも毎年測量している。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) ダム堆砂測量の頻度を、最大周期を決めたうえで、その範囲内において堆砂量、堆砂進行状況ならびに洪水発生等に応じて適宜、変更できるようにする。</p> <p>(理由) ダム堆砂の進行は、ダムの設置環境（上流域の土砂供給源や洪水発生状況）により異なるため、個々のダムの堆砂状況に応じた頻度の設定による合理的な実施頻度にすべきである。</p> <p>なお電気事業法においては、電気関係報告規則により定期的に報告を実施しているが、「電気関係報告規則の一部を改正する省令（通商産業省令第 22 号 平成 8 年 4 月）」により、報告のインターバルを 2 年まで延伸することが可能である旨が定められている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>(経済産業省) 電気関連報告規則第 2 条 1 項</p> <p>(国土交通省) ダムの堆積状況調査要領 H4.3.9 事務連絡、建設省河開発第 33 号</p>		
所 管 官 庁	原子力・安全保安院 国土交通省	担当課等	電力安全課 河川局開発課

エネルギー(11)	水力発電所非常用予備発電装置の設置・取替の届出対象【新規】		
規制の現状	500kW 以上の水力発電所に係る非常用予備発電装置の設置又は取替えは、全て届出の対象となっている。		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>水力発電所に係る非常用予備発電装置のうち、ダム洪水吐ゲートの扉体の開閉に係る設備のみを、設置又は取替えの届出対象とする。</p> <p>(理由)</p> <p>水力発電所の水力設備で、技術基準において非常用予備発電装置の設置を義務づけているのは、ダム洪水吐ゲートの扉体の開閉に係るもののみであり、その他作業効率の向上などの目的により事業者が自ら設置する設備は重要度も低いことから、届出の必要はないと考えられる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気事業法施行規則（別表第二）		
所 管 官 庁	原子力安全・保安院	担当課等	電力安全課

エネルギー(12)	送電線近傍にある建造物の金属製上部造営材へのD種接地工事【新規】		
規制の現状	<p>35kV を超え 170kV 未満の送電線と第 2 次接近状態（架空電線が他の工作物の上方又は側方において水平距離で 3m 未満に施設される状態）にある建造物の金属製上部造営材には D 種接地工事（アース工事）を施さねばならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 電気設備技術基準の解釈第 101 条「特別高圧架空電線路の市街地等における施設制限」を満たしている場合、建造物の金属製上部造営材への D 種接地工事を省略する。</p> <p>（理由） 解釈第 101 条の条件に基づき施設することにより、電線断線事故を極めて小さくできる。よって電線断線に伴う火災等の防止を目的とした D 種接地工事の必要性はないと考えられる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>電気設備技術基準第 29 条、第 48 条 電気設備技術基準の解釈第 124 条 3 項</p>		
所 管 官 庁	原子力安全・保安院	担当課等	電力安全課

エネルギー(13)	鉄塔と高層ビル等との航空障害灯設置基準の整合【新規】		
規制の現状	<p>地表面又は水面から 60m 以上の高さの物件の設置者は、当該物件に航空障害灯を設置しなければならない。</p> <p>昼間において航空機から視認が困難であると認められる煙突・鉄塔等で、地表面又は水面から 60m 以上の高さの物件の設置者は、当該物件に昼間航空障害標識を設置しなければならない。</p> <p>平成 13 年 7 月に航空法施行規則が一部改正され、地上高 60m 以上の高層ビル等の航空障害灯の設置について、60m 以上 150m 未満の高さの物件について、物件の側面への設置をやめ物件の頂上のみ新たに規定する低光度航空障害灯を設置することとなった。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>鉄塔についても高層ビル等と同様な設置条件とし、60m 以上 150m 未満の高さの鉄塔について、鉄塔の側面への設置をやめ、鉄塔の頂部のみへの設置とする。</p> <p>(理由)</p> <p>鉄塔と高層ビル等とで異なる基準を適用する合理的な理由は見出しがたい。</p> <p>上記緩和により、景観に与える影響が軽減できる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	航空法施行規則第 132 条の 2 第 1 項		
所 管 官 庁	国土交通省	担当課等	東京航空局 保安部運用課

エネルギー(14)	電気工作物占用申請書類の様式統一・簡素化		
規制の現状	<p>河川法施行規則第12条第2項6および第15条第2項9に定める「その他参考となるべき事項を記載した図書」の解釈が、工事事務所により異なっている。</p> <p>国土交通省河川局の見解では「土地の占用許可申請や、工作物の新築時の許可申請書の様式や添付資料については、河川法施行規則等により既に統一されている」とのことであるが、実際の申請では各種書類の提出が要求されている。</p> <p>(資料提出を求められている例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川周辺の用地の「登記簿」 「その他参考となるべき事項を記載した図書」として、申請の都度「登記簿」の提出を求められる事例がある。 ・工作物の「構造図」 施行規則15条第2項九では、「構造図」は工作物の除却の場合に提出することとなっているが、新設の場合においても常時提出を求められる事例がある。 		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>「河川法施工規則第12条第2項6および、15条第2項9の図書については、第12条第2項1~5および、15条第2項1~8で占用、新築の内容が不明である場合に限定して、受領する」旨を示す。</p> <p>(理由)</p> <p>工事事務所毎に提出資料が異なり、上記「登記簿」「構造図」を作成する場合には、多くの時間を要している。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	河川法施行規則第12条、第15条		
所 管 官 庁	国土交通省	担当課等	河川局

エネルギー(15)	都市公園地下への変電所の設置条件【新規】		
規制の現状	<p>都市公園の地下に変電所を設置する場合、公園の面積が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2ha 以上 ・ 占有面積の 2 倍以上 <p>という条件を満たしている必要がある。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 上記条件を撤廃もしくは緩和する。</p> <p>(理由) 都市開発や住宅開発の進展による需要の増加に伴う変電所の新設、公共施設の建設に伴う既設変電所の移転要請などにより、変電所用地を確保する必要がある。しかし、近年、特に都市部においては、一定の面積を必要とする変電所用地の確保が困難になってきており、変電所用地として公園の地下を利用したいという要望が増加してきている。</p> <p>変電所は公益性の高い設備であり、また、地下に設置した場合、公園施設の利用を阻害することが少ないことから、変電所の設置条件を緩和し、公園の地下を活用できるようにすべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>都市公園法第 7 条 都市公園法施行令第 12 条 2 の 2 都市公園法施行規則第 8 条</p>		
所 管 官 庁	国土交通省	担当課等	公園緑地課

エネルギー(16)	5 ha 以下の都市公園への電力設備の設置		
規制の現状	都市公園法により、変圧塔は 5ha 以上の敷地面積を有する都市公園にしか設置できない。		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>電線類の地中化に必要な変圧器等の地上機器を 5ha 以下の公園敷地にも設置できるようにする。</p> <p>(理由)</p> <p>都市再生や景観美化等の観点から電線類の地中化が求められている。このためには、変圧器や開閉器等の設置場所が必要となり、通常はスペースを路上に確保している。しかし、歩道幅が狭い道路ではスペースの確保が困難であり、そのため、地中化が進まないのが現状である。従って、地中化に資する変圧器等を設置する場合には、都市公園の敷地面積規制を撤廃し、面積の小さな都市公園にも設置可能とすべきである。これにより、電線類地中化計画の適用可能地域を拡大できる。</p> <p>本要望については、昨年度、「変圧器等の地上機器は、変圧器本体、低圧分岐装置、供給用配電箱、多回路開閉器から構成され、また、全体として占有面積が大きくなることなどから、その設置は都市公園の効用を著しく阻害するものであり、占用条件の緩和は困難」との回答があった。しかし、上記 4 つの機器が 1 箇所に設置されることは無く、仮に 2 個が同時設置された場合であっても、その占有面積は 1 m²であり、5ha 以下の公園に設置が認められている公衆電話ボックス (1 m²) と比べても、決して占有面積が大きく、公園の効用を著しく阻害するものとは考えられない。公共性についても、公園の電気設備を始めとする周辺電気設備への供給に必須であることから、公衆電話と比べ劣るものではない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	都市公園法第 7 条 都市公園法施行令第 16 条		
所 管 官 庁	国土交通省	担当課等	公園緑地課

エネルギー(17)	都市公園への 22(33)kV 配電用変圧器の設置		
規制の現状	<p>都市公園法において、以下のことが定義されている。</p> <p>変電所の場合、設置条件は地下に設けられ、変電所頂部と地面との距離が原則として 3m 以下としないこと。</p> <p>変圧塔を設置する場合は、当該都市公園が 5ha 以上の敷地面積を有すること。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>22(33)kV 配電用変圧器を都市公園法の「変圧塔等に類するもの」に該当するものとする。</p> <p>(理由)</p> <p>昨年度、同一の要望に対して「22(33)kV 配電用変圧器は、22(33)kV キャビネット、低圧分岐装置及び利用者の安全確保に必要な施設等から構成され、また、全体として占有面積が大きくなることから、その設置は都市公園の効用を著しく阻害するものであり、占用条件の緩和は困難」との回答があった。</p> <p>6kV と 22kV の各機器の占有面積について比較すると、キャビネット、低圧分岐装置は、6kV と 22kV とともに約 0.5 m²と同等である。また、変圧器は、6kV が約 0.5 m²、22kV が約 3.7 m²と差があるが、一般にいう「変電所」と比較した場合、6kV と 22kV 地上設置機器の占用が公園の効用を与える影響は同程度である。(22kV 機器を全て設置した場合であっても、5ha の公園に占める面積の率は 0.009%程度である。)</p> <p>また、「公園の効用を著しく阻害する」との回答については、当該機器は公園隣接地域への供給のため、公園敷地内であっても道路沿いに施設することから、公園本来の効用を著しく阻害することはない。</p> <p>よって、22(33)kV 配電用変圧器の地上設置機器についても、6kV の地上設置機器と同様、都市公園法第 7 条第 1 項の「変圧塔に類するもの」としても問題はない。</p> <p>都市公園の有効活用は、都市再生の一助になると考える。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>都市公園法第 7 条</p> <p>都市公園法施行令第 12 条、第 16 条</p>		
所 管 官 庁	国土交通省	担当課等	公園緑地課

エネルギー(18)	ガスタービン発電所の使用前自主検査における定格負荷試験【新規】		
規制の現状	<p>ガスタービン発電所の使用前自主検査では、定格負荷での負荷遮断試験・負荷特性試験を実施することと規定されている。また、定格運転条件より外気温が高い等、定格負荷試験の実施が困難な場合は、当該出力での実施も可とし、この場合、定格負荷試験が可能な時期に速やかに実施することとされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 試験時期の条件により定格負荷試験の実施が困難な場合、当該出力での負荷遮断試験・負荷特性試験を実施した上で、同型ガスタービンに係る信頼できる定格負荷試験結果(メーカーにおける定格試験データ)を用いた比較など合理的根拠に基づいて、定格時の結果を推定確認することにより、定格負荷試験の実施に代えることを認める。</p> <p>(理由) 定常運転移行後に定格負荷試験を行う場合、試験のため発電設備の停止及び自家発補給電力の使用が必要となり、事業所の操業に影響を与える。</p> <p>試験対象機の定格負荷特性は、当該出力における試験実施結果と、同一メーカーにおける同型のガスタービンに係る定格負荷試験結果より、合理的に確認することが可能であり、現状と同等の保安の確保ができる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気事業法施行規則第73条の4の解釈について(12資公電技第15号平成12年6月30日)2. 火力発電所 A. 機械関係		
所 管 官 庁	原子力安全・保安院	担当課等	電力安全課

エネルギー(19)	TRT 等外燃型ガスタービンの定期自主検査		
規制の現状	<p>平成 12 年 6 月電気事業法関連通達により、内燃型ガスタービンの定期自主検査の対象部位がガス圧縮機のみ限定された。しかし、TRT などの外燃型ガスタービンの定期自主検査対象部位については従来同様であり、ガスタービン本体も対象に含まれたままである。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 内燃型ガスタービンの定期自主検査対象部位(ガス圧縮機のみ)との整合から、ガス圧縮機が付属しない TRT 等外燃型ガスタービンの定期自主検査を廃止する。</p> <p>(理由) 平成 12 年 6 月電気事業法関連通達により、内燃型ガスタービンの定期自主検査の対象部位がガス圧縮機のみ限定された。しかし、TRT などの外燃型ガスタービンの定期自主検査対象部位については従来同様であり、ガスタービン本体も対象に含まれたままである。一般の内燃型ガスタービン本体は 1MPa・1100 程度で運転されるのに対して、通常の TRT 等は 高くても 0.3MPa・200 程度で運転され、熱負荷はほとんどないレベルである。よって、内燃型ガスタービンの定期自主検査対象部位との整合から、ガス圧縮機が付属しない TRT 等外燃型ガスタービンの定期自主検査は不要と判断する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>電気事業法施行規則第 94 条第五号 電気事業法施行規則第 94 条の 3 の解釈について(12 資公電技第 18 号 平成 12 年 6 月 30 日)</p>		
所 管 官 庁	原子力安全・保安院	担当課等	電力安全課

エネルギー(20)	内燃ガスタービンの法定定期自主検査及び安全管理審査		
規制の現状	<p>定期自主検査の対象範囲を内燃型ガスタービンの場合ガス圧縮機のみとしている。従って定期(個別)安全管理審査もこれを対象に実施される。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 内燃ガスタービンの法定定期自主検査と安全管理審査は廃止する。</p> <p>(理由) 主機のガスタービン本体を対象外とし、補機のガス圧縮機のみを対象としていること、およびガス圧縮機は燃料条件により使用しない設備があることを考えると対象の選定が適当でない。一方、ガスタービンは、メーカーの定めた点検整備計画に基づき、自主的に管理しているので問題なく運用できている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気事業法施行規則第94条		
所 管 官 庁	原子力安全・保安院	担当課等	電力安全課

エネルギー(21)	個別安全管理審査の簡素化		
規制の現状	<p>平成 11 年 8 月の電気事業法改正により安全管理審査制度が創設され、「システム安全管理審査」と、これを必要としない事業者に適用される「個別安全管理審査」が規定された。</p> <p>しかし個別安全管理審査は、従来の法定検査以上の資料作成が必要であり、業務負荷が増大している。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 個別安全管理審査の受審項目を簡素化する。</p> <p>(理由) システム安全管理審査の必要がない事業者を対象に、従来の法定検査に準じた個別安全管理審査が規定されたと理解されるが、実際には、ISO9001 に準拠した形にて審査が行われ、従来の法定検査以上の資料作成となっており、業務負荷が増大している。</p> <p>具体的には、従来の制度では開放点検・試験結果の記載のみであったが、新制度のもとでは、各種測定計器の校正記録、詳細自主検査要領、検査体制表、検査要員職歴、教育計画・実績等の確認が加わった。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	安全管理審査実施要領(平成 12 年 6 月 30 日 12 資公電技第 14 号)		
所 管 官 庁	原子力安全・保安院	担当課等	電力安全課

エネルギー(22)	電気工作物の一部使用開始に係る官庁立会検査の自主検査化		
規制の現状	<p>平成 11 年 8 月の電気事業法改正により、電気工作物を設置するにあたり全設備完成後に一括して行う使用前検査については自主検査となった。</p> <p>しかし、一部設備が完成し、当該設備を（全設備一括した）使用前自主検査の実施前に使用開始する場合、使用確認のための官庁立会検査が行われている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 電気工作物の設置工事において一部設備を使用開始する場合の官庁立会検査を廃止し、自主検査とする。</p> <p>例えば、発電所の工事で、電源設備の完成後にこれを使用して試運転用の電力を発電所補機設備に供給する場合、建設進捗に伴い順次完成する部分については、その都度使用前自主検査を実施し、全設備完成後に最終的な使用前自主検査が完了した時点で安全管理審査を行う。</p> <p>（理由） 一部設備の使用確認に係る官庁立会検査を受検するにあたっては、事前に当該設備に関し実質的に使用前自主検査に相当する社内検査を実施し、全項目について保安を確認した上で、さらに検査項目抜き取りによる官庁立会検査を実施しており、検査の重複による時間と費用の二重負担となっている。</p> <p>発電設備が順次完成していく段階で、その都度自主検査を実施し使用開始していくことが合理的であり、かつ全設備完成後に一括して自主検査を実施する現行の方法に比較して、よりきめ細かな検査の実施による保安上の効果も期待できる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>電気事業法施行規則第 73 条の 2 第九号</p> <p>電気事業法施行規則第 73 条の 2 第 9 号の規定に基づき、同号の経済産業大臣が定める事業用電気工作物を定める件（平成 12 年 12 月 28 日 通商産業省告示第 933 号）</p>		
所 管 官 庁	原子力安全・保安院	担当課等	電力安全課

エネルギー(23)	発電所に係る環境影響評価手続きの簡素化・期間短縮		
規制の現状	<p>方法書、準備書、評価書の審査期間(上限)として各々180日、270日、30日と規定されているが、環境省、経済産業省、地方自治体それぞれの審査が行われるため、手続きに約3年半から4年を要している。</p> <p>発電所又は発電設備の出力が10%以上増加しない場合は「事業計画の軽微変更」に該当するが、発電機台数が変更される場合は、出力が10%以上増加しない場合であっても、軽微変更には該当しない。</p> <p>大気環境、水環境の現況調査の基本的な手法としては、「文献その他の資料及び現地調査による」と定められているが、その解説には、「文献その他の資料と現地調査の両方行う」と、「文献等で情報が得られない場合には現地調査を実施する」の2つの記述の仕方がある。</p> <p>アセス法は、法施行後10年を経過した場合において施行状況について検討し必要な措置を講じる、とされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>審査の代行や審査手続きの迅速化・簡素化による、審査期間の短縮。</p> <p>「発電機台数の変更が、事業諸元の手続きを経ることを要しない変更の要件の範囲内に収まる場合は、再手続きの必要はない」ことを「発電所に係る環境影響評価の手引」に記載。</p> <p>現地調査を要する項目について、気象官署、測定局、公共用水域水質調査結果等の既存の資料によって代替できる場合は、現地調査を免除できる旨、「発電所に係る環境影響評価の手引」に記載。</p> <p>法施行後10年を待たず、前倒しでの内容見直し検討。</p> <p>(理由)</p> <p>スピーディーな発電所の建設が可能となることにより、電力小売事業における新規参加者が増加し、供給の多様化、市場の活性化に寄与する。現行法は平成11年6月施行であるが、その後、電力の小売部分自由化が実現するなど社会情勢が変化しており、速やかな反映が望まれる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>電気事業法施行規則第61条の5、8、10</p> <p>環境影響評価法附則第7条</p> <p>環境影響評価法施行令別表第1、第2、第3</p> <p>発電所アセス省令第9条及び別表第5</p> <p>「発電所に係る環境影響評価の手引」(資源エネルギー庁編)</p> <p>地方自治体環境影響評価条例</p>		
所 管 官 庁	環境省、原子力安全・保安院、各地方自治体	担当課等	環境影響評価課 電力安全課

エネルギー(24)	液化ガス設備を電気事業法管理に切り替える際の手続きの簡素化		
規制の現状	<p>発電所のアンモニア貯槽等の液化ガス設備については高圧ガス保安法が適用されていたが、平成9年6月以降に設置したものは電気事業法が適用されることになった。平成13年3月、すでに高圧ガス保安法が適用されている液化ガス設備を電気事業法管理に切り替える際の手続きが公表されたが、複雑な手続きとなっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) すでに高圧ガス保安法が適用されている液化ガス設備を電気事業法管理に切り替える際の手続きを簡略化する。具体的には、溶接検査や使用前検査等の設備稼働にあたっての検査は省略し、保安規定変更届出等の提出のみとする。</p> <p>(理由) 平成9年5月以前に設置されている液化ガス設備は、高圧ガス保安法による管理のもと現に稼働しているものであるから、複雑な切り替え手続きは必要ない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>電気事業法第39条、第56条 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第37条～第54条 高圧ガス保安法第3条第1項第6号 高圧ガス保安法施行令第2条第2項 発電所における高圧ガス保安法により管理される液化ガス設備の電気事業法による一元化について</p>		
所 管 官 庁	原子力安全・保安院	担当課等	電力安全課、保安課

エネルギー(25)	原子力発電所の設備利用率に関する制度		
規制の現状	<p>発電用原子炉及びその付属設備は 13 か月を越えない時期に定期検査を受けなければならない、また経済産業省の直接検査が数多く実施されている。</p> <p>定検時の官庁立会検査は休日及び夜間の受検ができず、連続作業のホールドポイントとなっている。</p> <p>供用中の原子炉においては原子炉等規制法に基づく保安検査と電気事業法に基づく定期検査の両方を受検している。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>定期検査間隔の延伸：原子炉及びその付属設備の定期検査時期を 2 年程度に延長</p> <p>官庁立会検査受検要領の柔軟化（ホールドポイントの回避等）</p> <p>定期検査と保安検査の一本化あるいは定期検査の自主検査化</p> <p>(理由)</p> <p>設備利用率を向上できる上記事項の導入により、原子力発電所設備の有効利用を図る。</p> <p>、 については、現在、国の検討会において検査のあり方を全般的に見直し検討しているところであるが、その中で、全プラントが硬直的に一律 13 か月に制限される定期検査間隔や、連続作業のホールドポイントとなっている官庁立会検査の運用の見直し、あるいはオンラインメンテナンスの導入など、現状の定期検査制度について合理的な制度となるよう見直す。</p> <p>については、定期検査は今後、点検・保守プロセスも含めた施設の健全性確認に移行することが検討されており、事業者の日常の保安活動の取り組み状況を確認する保安検査と目的、対象等が類似している。将来、より効率的な運用のため、両者を保安検査に一本化、あるいは定期検査の自主検査化を考慮する。</p> <p>上記により、全国で約 3%以上の設備利用率向上が期待される。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>電気事業法第 54 条</p> <p>電気事業法施行規則第 91 条</p> <p>原子炉等規制法第 37 条</p> <p>原子炉の設置、運転等に関する規則第 16 条の 2</p>		
所 管 官 庁	原子力安全・保安院	担当課等	

エネルギー(26)	原子力技術基準の機能性化と民間規格の活用及び維持基準の早期導入		
規制の現状	<p>国の技術基準を機能性化する動きは、原子力以外の設備において一般的なものとなってきており、民間規格の積極的活用が可能となっている。これに対し、原子力分野では従来通り技術要件を詳細に規定したものとなっている。また、欠陥評価を構造基準に組み入れるという経年変化に対応した基準が制定されていない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>原子力分野の技術基準を機能性化し、中立な第三者機関である専門家の制定した民間規格の積極的な活用を図る。また、最新の国際的知見を取り入れ民間規格として策定されている「維持規格」を、国の技術基準に早期に適用する。</p> <p>(理由)</p> <p>原子力技術基準を機能性化し民間規格を活用することにより、最新の知見を常に国の基準に整備して安全の確保とコストダウンを図ること、及び国際整合化を推進することができる。</p> <p>また、「維持規格」として技術的に完成した欠陥評価を構造基準に組み入れることで、基準体系を経年変化に対応したものに高度化できる。</p> <p>なお本要望については、総合資源エネルギー調査会原子炉安全小委員会報告書『原子力発電施設の技術基準の性能規定化と民間規格の活用に向けて』（平成14年7月22日）において、維持基準を運用できるような制度上の整備を進めることが必要である旨が示されたが、本件への着実な対応を要望する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>電気事業法第39条第1項 省令62号、告示188号、告示501号、告示452号</p>		
所管官庁	原子力安全・保安院	担当課等	原子力発電安全審査課

エネルギー(27)	原子力用タービン・ボイラーの工事認可および使用前検査		
規制の現状	<p>原子力を除く発電設備においては、工事計画は認可制から届出制に、使用前検査は「事業者の自主検査で、検査の方法・工程管理等については国が審査する」という規制に移行している。</p> <p>しかし原子力発電設備においては、火力技術基準を準用している蒸気タービン・ボイラーを含め、工事計画の認可申請を行い国の認可を受けている。使用前検査においても国の検査を受検している。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>原子力用タービン・ボイラーは、現在の原子力以外のタービン・ボイラーと同様に、工事計画は届出制、使用前検査は事業者の自主検査とする。</p> <p>(理由)</p> <p>原子力発電設備のうち、火力技術基準を準用している蒸気タービン・ボイラーは火力発電用と比較し、蒸気条件等は異なるものの設備はほぼ同等であり、火力発電用蒸気タービン・ボイラーと同じ規制としても技術的に何ら問題はないと考えられる。</p> <p>上記要望の実現により、工事着手時期の短縮、業務量の削減が図れる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気事業法施行規則第 63 条、第 69 条		
所 管 官 庁	原子力安全・保安院	担当課等	電力安全課

エネルギー(28)	放射性輸送物安全確認に係る申請資格の一元化		
規制の現状	放射性輸送物の安全確認(設計承認、容器承認含む)に関する規制は、輸送モードの違い(事業所外の陸上輸送を含む/海上輸送のみ)により規制体系が異なっており、同じ輸送容器でも、国土交通省と経済産業省の双方から個別に承認を受けている。また、申請資格者が異なっている。		
		<p style="text-align: center;">経済産業省 陸上輸送を含む輸送モード (国内使用済燃料輸送、 HLW 輸送)</p>	<p style="text-align: center;">国土交通省 海上輸送のみの輸送モード (海外使用済燃料輸送、 海外 MOX 輸送)</p>
	輸送物 設計承認	使用者等(原燃輸送)	輸送物作成者(電力会社)
	容器承認	使用者等(原燃輸送)	容器所有者(申請者:PNTL、 申請代理人:電力会社)
	輸送物 安全確認	使用者等(電力会社/日本原 燃、原燃輸送連名)	輸送物作成者(電力会社)
<p>(使用者等:使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者、並びにこれらの者から運搬を委託された者)</p> <p>(輸送物作成者:放射性物質等を容器に収納し、又は包装することにより放射性輸送物とする者)</p>			
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 陸上輸送モードと同様、海上輸送モードにおいても、放射性輸送物の安全確認(設計承認、容器承認含む)の申請資格を「使用者等」とし、運搬を委託された者に申請資格を与える。</p> <p>(理由) 運搬を委託された者が申請資格を得られることにより、安全確認申請に係る業務を一元化・合理化できる。また、容器の一元管理が可能になり、容器管理の品質向上に繋がる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>(輸送物設計承認)所外運搬規則告示第35条/危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性輸送物の安全の確認等について(海事局長通達)</p> <p>(容器承認)原子炉等規制法第59条の2第3項/危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の9の2第1項</p> <p>(輸送物安全確認)原子炉等規制法第59条の2第2項/危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の9第1項</p>		
所 管 官 庁	国土交通省 (原子力安全・保安院)	担当課等	検査測度課 (核燃料管理規制課)

エネルギー(29)	放射性物質輸送容器の車両輸送と船舶輸送の承認手続きの一元化		
規制の現状	<p>原子燃料物質等の輸送における輸送物の安全確認については、各輸送モードにおいて以下の法令に基づき行われる。</p> <p>車両のみによる輸送：原子炉等規制法</p> <p>船舶のみによる輸送：危険物船舶運送及び貯蔵規則</p> <p>車両輸送と船舶輸送の両方を含む輸送：原子炉等規制法に規定される確認が行われた場合は、危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定による確認を受けたものと見なす。</p> <p>したがって、同型式、同容器であっても、将来、「車両輸送を含む輸送」(あるいは)と「船舶のみによる輸送」()の両方の輸送モードで使用されることが想定される場合には、各々管轄当局へ、設計承認申請、容器承認申請を行い、承認を受ける必要がある。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>一方の法令体系で設計承認、容器承認を得ている場合は、他方の法令体系でも承認されていると見なす。</p> <p>(理由)</p> <p>それぞれの輸送モードにおいて、輸送容器に課せられる法令要件は同じであり、一方の法令体系で設計承認、容器承認を得ている容器については、他の法令体系における要件も満たされている。</p> <p>上記の見直しにより、事業者側の輸送容器の設計承認、容器承認の許認可手続きが合理化される。また、規制当局側の許認可審査も合理化される。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>(経済産業省関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(旧総理府令) ・ 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(旧科学技術庁告示) ・ 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について(旧科学技術庁原子力安全局長通達) <p>(国土交通省関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物船舶運送及び貯蔵規則(旧運輸省令) ・ 危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性輸送物の安全確認等について(旧運輸省海上安全局長通達) 		
所 管 官 庁	経済産業省 国土交通省	担当課等	核燃料管理規制課 海事局 検査測度課

エネルギー(30)	使用済燃料輸送容器の事業所外輸送と構内輸送の承認手続きの一元化 【新規】		
規制の現状	<p>使用済燃料輸送容器は、原子炉等規制法により事業所外輸送容器の許認可を取得している場合でも、構内輸送する際には、電気事業法による電気工作物の許認可が必要となる。(燃料取扱装置のうち使用済燃料運搬容器の改造としての「届出」及び放射線管理設備のうち生体しゃへい装置の改造としての「工事計画認可」が必要。)</p> <p>また、構内輸送容器を事業所外輸送に転用する際には、電気工作物の許認可廃止が必要となる。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>使用済燃料輸送容器は、原子炉等規制法により事業所外輸送容器の許認可を取得すれば、構内輸送する場合の電気工作物許認可を不要とする。また、構内輸送容器を事業所外輸送に転用する際の電気工作物廃止手続きを不要とする。</p> <p>(理由)</p> <p>原子炉等規制法による事業所外輸送の保安上の要求事項は、電気事業法による構内輸送より厳しく規制されており、事業所外輸送容器は構内輸送容器の安全性を包括していることから、電気工作物許認可手続きを不要にできると考えられる。</p> <p>上記緩和により、事業所外輸送と構内輸送の間での同一容器による緊急輸送対応、追加調達に要する輸送容器数の削減が期待できる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気事業法第 47 条、第 48 条等 (電気工作物許認可手続き) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 13 条、第 16 条		
所 管 官 庁	原子力安全・保安院	担当課等	原子力発電安全審査課

エネルギー(31)	放射線業務従事者に係る同種法令間の整合【新規】		
規制の現状	<p>妊娠中の女性放射線業務従事者に関しては、母性保護の観点から厳しい線量限度が設定されているが、省令間で差異が生じている。</p> <p>妊娠期間の始点の定義は「放射線障害防止法」と「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」では「本人等の申し出等により使用者が妊娠の事実を知った時から」であるのに対し、「電離放射線障害防止規則」では「妊娠と診断された時から」となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>電離放射線障害防止規則第6条における妊娠期間の始点の定義を「本人等の申し出等により使用者が妊娠の事実の知った時から出産まで」と改め、法令間の整合を図る。</p> <p>(理由)</p> <p>ICRP 勧告では、女性について特別な管理は不要との考えを示していたが、その勧告の法令への取り入れに当たって、各省庁間法令に差異が生じた。</p> <p>電離放射線障害防止規則では、妊娠期間の始点の定義を「妊娠と診断された時から」としているが、事業者としては、女性放射線業務従事者が妊娠していたとしても、本人等からの申告がなされない限り、妊娠の事実を知ることはできないことから、管理上の措置を講じることが出来ず、結果として法令違反の事例が発生する恐れがある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>電離放射線障害防止規則第6条</p> <p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条</p> <p>放射線障害防止法施行規則第20条</p>		
所 管 官 庁	<p>厚生労働省 (原子力安全・保安院) (文部科学省)</p>	<p>担当課等</p>	<p>労働衛生課 (原子力発電安全審査課) (原子力安全課)</p>

エネルギー(32)	ファイナンス・リースに係る放射線障害防止法の賃貸業許可【新規】		
規制の現状	放射性同位元素（一体不可分等の機器を含む）を賃貸する場合、放射線障害防止法上の賃貸業許可が必要となる。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 放射線障害防止法上の賃貸業許可について、ファイナンス・リースは適用除外とする。</p> <p>（理由） ファイナンス・リースの場合、リース物件のユーザーへの搬入・設置等はメーカーが行い、物件の維持・管理はユーザーが行う。物件がユーザーから返還される場合も、リース会社はユーザーとのリース契約若しくはメーカー等との売買契約等により、リース会社に直接返還等されないよう措置することも可能である。よって、本法による賃貸業許可要件は過重なものとなっている。</p> <p>例えば、薬事法施行規則第 41 条においては、医療用具の賃貸業について、医療用具の管理を賃貸する者自身が行う場合に限り、賃貸業の届出が必要であるとしている。</p> <p>上記要望の実現により、ユーザーの設備調達手段の選択肢が増える。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	放射線障害防止法第 4 条、第 29 条		
所 管 官 庁	文部科学省	担当課等	原子力安全課

エネルギー(33)	ハイサルファーC重油の関税の見直し		
規制の現状	<p>制度的には海外の安価な製品を自由に調達できているが、ハイサルファーC重油に課せられている高関税率は、事実上の輸入障壁となっており、ハイサルファーC重油を原料として使用する製造業の競争力を削ぐ結果となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) ハイサルファーC重油に課せられている関税を早期に見直す。</p> <p>(理由) ハイサルファーC重油にはキロリットル当たり3,202円の関税が課せられている。平成14年度以降、関税率は、従来のキロリットル当たり3,415円から6%引き下げられ、3,202円になったが、依然として事実上の輸入障壁であることに変わりはない。引き続き一層の見直しを求める。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	関税暫定措置法第2条第1項		
所 管 官 庁	資源エネルギー庁	担当課等	石油精製備蓄課

エネルギー(34)	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減		
規制の現状	C重油を輸入するためには、需用家が、輸入重油1日当たり使用量の70日分を備蓄しなければならない。		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 備蓄義務を軽減する。</p> <p>(理由) 備蓄のコストが製造業の国際競争力の低下を招いている。 なお、平成8年1月に、石油公団内に空タンク情報の提供を行う「石油タンク情報センター」が設置され、また、既存の備蓄会社のキャパシティを活用して、小規模の備蓄義務者が容易に義務を履行できるスキームが公団内で既に実施されており、備蓄義務者の負担軽減のための対策が図られている。しかし、これらを利用しても結局のところメーカーがそのコスト分を負担せざるを得ない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	石油備蓄法		
所 管 官 庁	資源エネルギー庁	担当課等	石油精製備蓄課

エネルギー(35)	ガスパイプラインの道路占用に係る適用法令による格差の是正と手続き簡素化【新規】		
規制の現状	<p>ガスの卸供給事業に供するガスパイプラインは、設置主体の違いにより、ガス事業法、電気事業法、鉱業法（鉱山保安法）、高圧ガス保安法が適用される。ガスパイプライン設置のために道路占用許可を申請する際、ガス事業法が適用されるガスパイプラインであれば、道路法の規定により、政令で定める基準に適合していれば許可が得られる。</p> <p>しかし、ガス事業法以外の法規が適用されるガスパイプラインについてはこのような規定はなく、道路占用許可の申請は、地元住民の同意書が求められるなど、手続きが煩雑で時間もかかっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>ガスの卸供給事業に供するガスパイプラインであれば、適用法規にかかわらず、道路法第 36 条の「ガス事業法の規定に基づき設置されるガス管」に準じるものとし、道路占用の手続きを簡素化する。</p> <p>（理由）</p> <p>クリーンエネルギーである天然ガスの利用促進のためガスパイプラインの整備が求められている。しかし、ガスパイプライン設置にガス事業法以外の法規が適用される場合、道路法 36 条が適用されないため、手続きに時間がかかり、計画的な工事が難しくなっている。</p> <p>また、ガス事業法が適用されるガスパイプラインとの間で、卸供給事業に供するという目的に変わりがなく、保安上も同様な管理がなされているにもかかわらず、格差が生じている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>ガス事業法第 42 条</p> <p>道路法第 36 条</p>		
所 管 官 庁	資源エネルギー庁 国土交通省	担当課等	ガス市場整備課 路政課

エネルギー(36)	一般ガス事業におけるガス熱量等測定の指定時刻【新規】		
規制の現状	<p>一般ガス事業者は、供給するガスの熱量及び燃焼性を、1日2回、指定された時刻(8時30分~9時30分、15時30分~16時30分)に測定しなければならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 毎日1回、任意の時刻に測定すればよいものとする。</p> <p>(理由) 現行規定は昭和29年にガス事業法が制定された時から変わっていない。この50年間に、以下の点で状況が変化している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造プロセスの変化により、1日を通してガスの熱量等は安定している。 ・ガス品質の自主管理が充実している。 ・需要に応じた時間限定の運転を行っている事業所が増えている。事業所によっては、指定時間にガスを製造していない。 <p>約8割の事業所でオペレーターが兼務で測定しており、要員確保に苦労している。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	ガス事業法施行規則第21条第1項第一号、第三号		
所管官庁	原子力安全・保安院	担当課等	ガス安全課

エネルギー(37)	一般ガス事業におけるガス熱量等測定の場所の制限【新規】		
規制の現状	<p>「事業者 A から導管によりガスの供給を受け成分に変更を加えることなく供給を行う事業者 B が、事業者 A の事業場を測定及び検査の指定場所として申請できる」ための要件として、事業者 A が法 22 条の届出を行って卸供給を行う一般ガス事業者である場合しか認めていない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 一般ガス事業者以外から卸供給を受ける場合及び卸供給以外でガス供給を受ける場合でも、供給元の事業場を測定及び検査の指定場所として認める。</p> <p>(理由) 測定結果が事業者 B に告知され、ガス事業者としての管理行為が行われるならば、事業者 A は一般ガス事業者でなくても良いと考えられる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	7 公ガ保第 2 号 (平成 7 年 2 月 28 日) 別記 2		
所 管 官 庁	原子力安全・保安院	担当課等	ガス安全課

エネルギー(38)	ガス発生設備の停止の報告義務【新規】		
規制の現状	<p>ガス発生設備の停止が24時間以上続いた事故については、速報・詳報を大臣・局長へ提出している。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 製造所の全てのガス発生設備が運転停止した事故についてのみ、報告義務を負うものとする。</p> <p>(理由) 一般に製造所は、ガス発生設備のトラブルに備えて、予備設備を用意しており、1系列のガス発生設備が停止しても、直ちに需要家に著しい影響を及ぼすとは限らない。また、いずれにしても安定供給を損なった場合は、「供給支障」として報告義務がある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>ガス事業法施行規則第112条 ガス事故報告の指導ならびにガス事業法施行規則第88条(旧法での条項、現法は112条)に規定する事故以外の事故報告の徴収について(46公局第822号)</p>		
所 管 官 庁	原子力安全・保安院	担当課等	ガス安全課

エネルギー(39)	海洋鉱区の面積の拡大【新規】		
規制の現状	<p>鉱業法の適用を受ける鉱物資源の中で、石炭、石油、アスファルト及び可燃性天然ガスの鉱区面積は、陸上鉱区、海洋鉱区にかかわらず、15ha以上 350ha 以内となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 海洋鉱区の面積を最大3万5千haとする。</p> <p>(理由) 海洋における石油開発は巨大な投資を必要とすることから、探鉱対象となる構造も期待埋蔵量規模の大きい広大な構造が対象となり、それに伴い広範囲に鉱区を設定するのが国際的にも通例となっている。現行の鉱業法では鉱区面積の上限を350haに定めていることから、鉱区数が増え、探鉱段階にあっても、石油開発会社は鉱区税、手数料、登録免許税等を含む高額な鉱区維持管理費用を負担せざるをえず、探鉱活動を限定せざるを得なくなっている。</p> <p>なお、世界の標準的な海洋鉱区と比較すると、日本の海洋鉱区の維持管理費用は単純比較で100倍と言われている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>鉱業法第14条(鉱区及びその面積)、第181条(手数料の納付) 鉱業法関係手数料令第1条 鉱業法施行規則第17条1項(登録免許税の納付)</p>		
所 管 官 庁	資源エネルギー庁	担当課等	資源・燃料部政策課

エネルギー(40)	主任技術者の選解任届の簡素化【新規】		
規制の現状	<p>一般電気事業者では通常、組織の中の職位で主任技術者を選任している。しかし、主任技術者の選解任は個人名で届け出ることになっている。そのため、人事異動の度に頻繁に主任技術者の選解任の届出を行わねばならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 現行の電気事業法施行規則様式 46 に加え、個人の氏名・住所の代わりに電気事業者における職位を記述する様式も選択できるようにする。</p> <p>(理由) 一般電気事業者は、個人ではなく組織で保安体制を確保する責任があり、主任技術者についても、組織の中の職位として選任しているのが実態である。 主任技術者の配置の担保は、例えば経済産業省に届け出ている保安規程に下記の事項を明記することにより可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者にあたる者の職位 ・当該職位の者が主任技術者の有資格者であること 		
規制の根拠となる 関係法令等	電気事業法施行規則 様式 46		
所 管 官 庁	原子力安全・保安院	担当課等	電力安全課

エネルギー(41)	電気主任技術者の監督範囲及び免状交付に必要な実務経験		
規制の現状	<p>電気主任技術者の監督範囲は次の通りとなっている。</p> <p>第1種 全ての電気設備の工事、維持及び運用</p> <p>第2種 構内に設置する 170kV 未満の電気設備</p> <p>電気主任技術者の免状交付に必要な実務経験は次の通りである。</p> <p>第1種 電圧 5 万 V 以上の電気工作物の工事、維持又は運用</p> <p>第2種 電圧 1 万 V 以上の電気工作物の工事、維持又は運用</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>第2種電気主任技術者の監督範囲を拡大する。</p> <p>構内に設置する 275kV 以下の電気設備</p> <p>免状交付に必要な実務経験の電圧レベルを引き下げる。</p> <p>第1種 1 万 V 以上</p> <p>第2種 5 千 V 以上</p> <p>(理由)</p> <p>電気技術の進歩により、機器の信頼性も格段に向上してきているとともに、電気ロス低減を目的に、一般需要家への送電電圧も高くなってきている。こうした技術進歩、電力環境の中、効率的運用を行うために、第2種電気主任技術者の監督範囲を拡大すべきである。</p> <p>受電電圧が 170kV を超える需要家においても、構内における各変電設備への送電電圧は、降圧後 22kV あるいは 11kV を使用しており、実務上もこれら設備の工事、維持、運用が大部分を占めている。従って、実務経験を蓄積させるには、意識的業務配置を行わざるを得ないし、また人も特定されることになり、主任者育成を阻害している。これらの問題を勘案すると、上記の電圧範囲が現実的である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>電気事業法施行規則第 56 条</p> <p>電気事業法の規程に基づく主任技術者の資格等に関する省令第 1 条</p>		
所 管 官 庁	原子力安全・保安院	担当課等	電力安全課

エネルギー(42)	電気主任技術者の実務経験年数を判断する基準の明確化【新規】		
規制の現状	<p>第三種電気主任技術者は、免状の交付を受けた後、電圧1万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用を5年以上経験することにより、第二種電気主任技術者の免状の交付を受けることができる。</p> <p>しかし実際の申請では、年数の解釈が窓口担当者によって異なり、10年以上の業務経験があるにもかかわらず経験不足と判断される場合がある。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 実務経験年数の内容を明確にし、担当者による判断の違いをなくす。</p> <p>(理由) 例えば、1週間(5日間)の間に点検業務を2回実施した場合は、2日分しか実務経験年数としてカウントされない場合がある。この場合、必要年数は12.5年となってしまう。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気事業法の規程に基づく主任技術者の資格等に関する省令		
所 管 官 庁	原子力安全・保安院	担当課等	電力安全課

エネルギー(43)	エネルギー管理者の選任数及び兼任		
規制の現状	<p>第1種エネルギー管理指定工場は、前年度の熱または電気の使用量に応じて、1人から4人のエネルギー管理者を、熱・電気管理士免状の交付を受けている者のうちから選任する。</p> <p>1つの工場の熱管理者(員)と電気管理者(員)を1人のエネルギー管理士が兼任することは認められているが、複数の工場のエネルギー管理者(員)を1人のエネルギー管理士が兼任することは認められていない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>熱、電気の使用量に応じて一律にエネルギー管理者選任数を決めるのではなく、設備の数や工場の人員数等も考慮する。</p> <p>複数の工場のエネルギー管理者(員)の兼任についても、日常の維持管理業務に支障のない範囲であれば認める。</p> <p>(理由)</p> <p>鋳業・製錬業では熱エネルギー・電力使用量いずれも大型の機器による消費が大部分を占め、省エネルギーに関する業務は1名で対応できる。よって使用量のみによる一律なエネルギー管理者選任数の決定は不合理である。</p> <p>兼任についても、日常の維持管理業務に支障が生じない範囲であれば責任は十分果たし得る。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>省エネ法施行令第3条</p> <p>省エネ法施行規則第7条第二号、第11条の5第三号</p>		
所 管 官 庁	資源エネルギー庁	担当課等	省エネルギー対策課

エネルギー(44)	エネルギー管理者の外部委託【新規】		
規制の現状	<p>第1種(第2種)エネルギー管理指定工場に係わるエネルギー管理者(員)は、エネルギー管理士等の有資格者で、かつ自社の従業員であることが求められる。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) エネルギー管理者(員)は、有資格者であれば、自社の従業員だけでなく、ビル管理会社への委託や、連結子会社に出向し同じ事業所内に常駐する従業員の選任も可能とする。</p> <p>(理由) 現在多くの企業において専門性を高める目的で、本社の一部機能を分社化している。人事・総務系の専門機能を分社化する場合、分社化前と同じ事業所内に勤務している場合があり、子会社に出向した社員でも、資格要件を満たしていれば、エネルギー管理者(員)としての責任は十分果たし得る。 設備や法に精通した専門知識を持つ者が実務を推進でき、エネルギー管理者(員)の信頼性向上、人材の有効活用ができる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	省エネ法第7条、第12条の3		
所 管 官 庁	資源エネルギー庁	担当課等	省エネルギー対策課